

電流協／公共図書館の電子図書館・電子書籍への取り組みに関するセミナー

(2015.5.11)

# 電子書籍とアクセシビリティ

専修大学文学部

野口 武悟

# 1.高まる電子書籍への期待

- **プリントディスアビリティ(PD)の人**にとって電子書籍への期待は大きい
  - ▶ **障害者**741.1万人(国民の約6%) + **日本語を母語としない人**200万人(約2%) + **高齢者**  
.....約**10%(1割)**以上
  - ▶ 電子書籍の**アクセシビリティ機能**への期待
    - \* 音声読み上げ機能
    - \* 文字の拡大機能
    - \* 背景色の変更機能 など

## 2. 公共図書館における「障害者サービス」の役割

- PDの人にとっての「障害者サービス」の果たす役割の重要性
  - ▶ 点字図書、大活字本、オーディオブックなども出版・市販されているものの、**作品数が少なく、定価も高い** …… 読みたい作品が入手しにくい
  - ▶ 身近な公共図書館の「障害者サービス」が拠りどころに

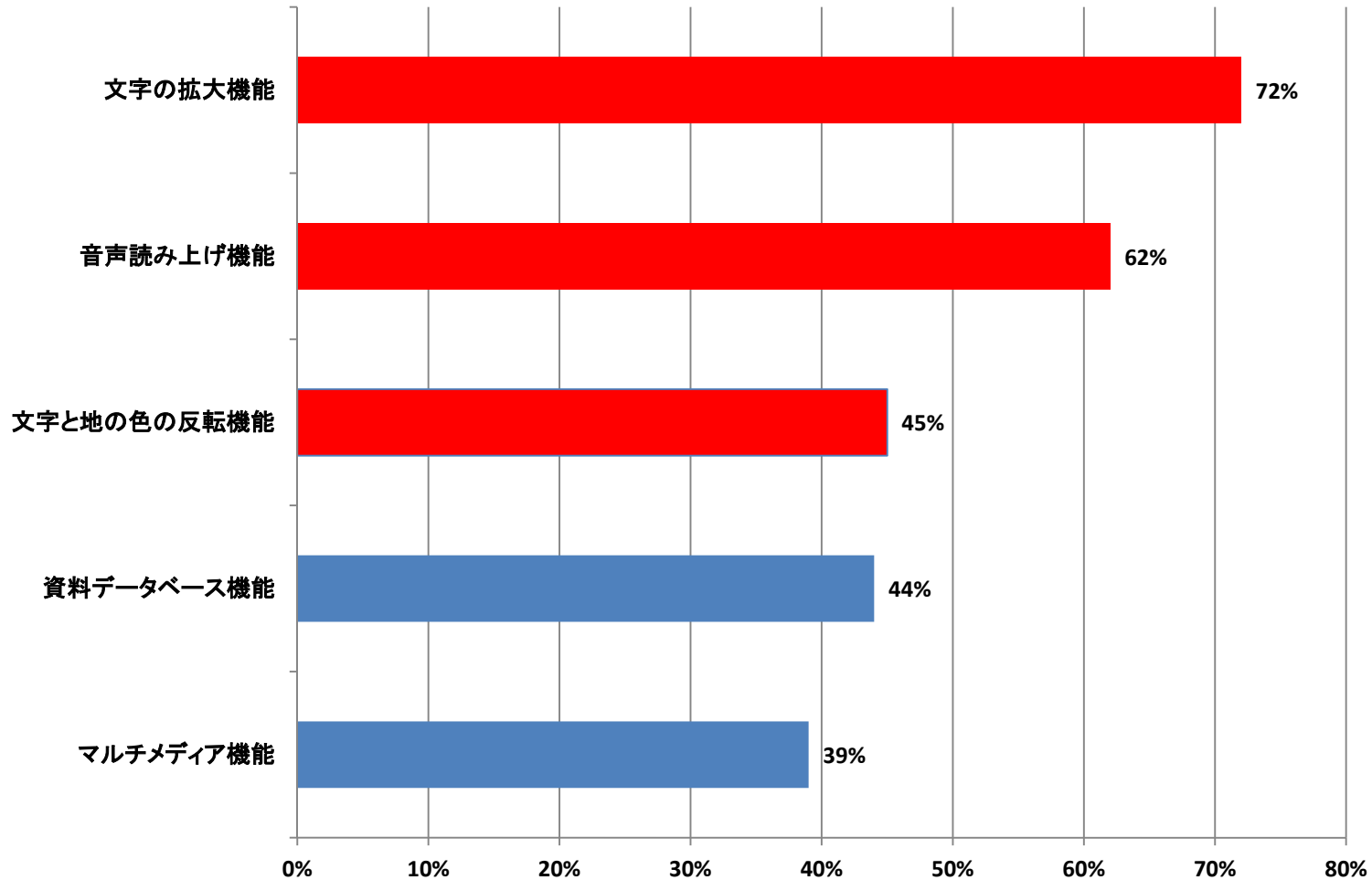
- 「障害者サービス」の柱の1つとして、利用者（読者）のニーズに応じて読める媒体に複製し、提供すること
  - ▶ 著作権者の権利制限（「著作権法」第37条）
  - ▶ ボランティア〔＝図書館協力者〕ベース（点訳、音訳、拡大訳など）
  - ▶ 複製データ（点字、音声）については、「サピエ」（<http://www.sapie.or.jp>）を通して共有化

第三十七条 3 視覚障害者その他視覚による表現の認識に障害のある者（以下この項及び第百二条第四項において「視覚障害者等」という。）の福祉に関する事業を行う者で政令で定めるものは、公表された著作物であつて、視覚によりその表現が認識される方式（視覚及び他の知覚により認識される方式を含む。）により公衆に提供され、又は提示されているもの（当該著作物以外の著作物で、当該著作物において複製されているものその他当該著作物と一体として公衆に提供され、又は提示されているものを含む。以下この項及び同条第四項において「視覚著作物」という。）について、専ら視覚障害者等で当該方式によつては当該視覚著作物を利用することが困難な者の用に供するために必要と認められる限度において、当該視覚著作物に係る文字を音声にすることその他当該視覚障害者等が利用するために必要な方式により、複製し、又は自動公衆送信（送信可能化を含む。）を行うことができる。ただし、当該視覚著作物について、著作権者又はその許諾を得た者若しくは第七十九条の出版権の設定を受けた者により、当該方式による公衆への提供又は提示が行われている場合は、この限りでない。

### 3.電子書籍のアクセシビリティ

- 電子書籍のアクセシビリティの現状
  - ▶コンテンツ、利用する端末、ビューワーなどによって**ばらつきが大きい**…
    - リフロー < フィックス
    - 端末ごとに異なるジェスチャ など
- 公共図書館の場合、“**電子書籍貸出サービス**”の**ベンダーとの契約**により、利用者(読者)に提供
  - ▶現在、約30館が導入。ほか実証実験館あり

- 公共図書館でも高まる電子書籍のアクセシビリティ機能への期待(電流協2014年調査, n=743)



## 4.電子書籍貸出システムのアクセシビリティ

	ベンダー	A社	B社	C社	D社
システム概要	システムタイプ	クラウドコンピューティング型	インハウス (WiFi 配信) 型	インハウス型/クラウドコンピューティング型	クラウドコンピューティング型
	デバイス	PC/iPad/TabletPC	PC/iPad/TabletPC	PC/iPad/TabletPC	iPad
	OS	Win/iOS/Android	iOS/Android	Win/iOS/Android	iOS
	特徴	郷土資料の追加	システム導入容易、郷土資料の追加	Flash 絵本やオーディオブックにも対応	TTS 対応、ハイライト表示
アクセシビリティ機能	利用のための音声ガイド	△	×	×	○
	コンテンツのTTS対応	×	×	○	○*1
	音声コンテンツ(オーディオブック)対応	×	○	○	×
	文字サイズの変更	△	×	○	○
	書体の変更	△	×	○	○
	組方向の変更	△	×	○	○

\*1 男声/女声の選択, 速度調整, 音声にあわせてテキスト部分にハイライトを付す機能の利用が可能



- **ばらつきが大きい**(野口・植村らによる2014年調査)
- 現在、多くのベンダーでは、アクセシビリティ機能の向上に向けた実証実験や改良を行っている
  - ▶「**障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律**」(2016年4月施行)と「**合理的配慮**」義務化を見据えて

## 5.公立図書館に義務化される「合理的配慮」

- 背景

- ▶ ノーマライゼーションの実現へ向けた取り組み
- ▶ 「障害」の社会モデル
- ▶ 「障害者の権利に関する条約」(2014年1月批准)

- 「合理的配慮」とは

- ▶ 障害者が他の者との平等を基礎として全ての  
人権及び基本的自由を享有し、又は行使する  
ことを確保するための必要かつ適当な変更及  
び調整であって、特定の場合において必要とさ  
れるものであり、かつ、均衡を失した又は過度  
の負担を課さないものをいう(条約第2条)

- ▶ 2016年4月以降、公立図書館(を含む国公立  
機関)には「合理的配慮」が義務化

- ▶ 私立図書館(を含む民間事業者)には努力義  
務

- 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針」(2015年2月閣議決定)
  - ▶ 「障害者による円滑な情報の取得・利用・発信のための情報アクセシビリティの向上等」は「合理的配慮を的確に行うための環境の整備」と位置づけ、「着実に進めることが必要」としている

- 今後、導入を検討する公共図書館にとっては、「合理的配慮」の提供とそのための基礎的環境整備の観点から、アクセシビリティ機能の有無はシステム選びの重要な要素の1つとなるだろう

ご静聴ありがとうございました